

## 循環型地域社会の形成に向けた環境産業との連携に関する連絡会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月策定）に基づき、「環境産業との連携」の推進により、地球環境にやさしい持続可能なまちの実現を目指すため、循環型地域社会の形成に向けた環境産業との連携に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 循環型地域社会の形成に向けた連携・協議
- (2) 廃棄物処理に関する情報・意見交換
- (3) 廃棄物処理政策に関する情報交換
- (4) 廃棄物処理技術の調査・研究に関する情報交換
- (5) その他環境産業との連携に関すること

### (構成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる組織に所属する者をもって構成する。

- (1) 特定非営利活動法人産業・環境創造リエゾンセンター及びその会員企業
- (2) 経済労働局イノベーション推進部
- (3) 環境局生活環境部廃棄物政策担当

### (座長)

第4条 連絡会議に座長を置き、座長は、環境局生活環境部担当部長（廃棄物政策担当）をもってあてる。

2 座長は、必要に応じ会議を招集する。

### (関係者の出席)

第5条 連絡会議は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、環境局生活環境部廃棄物政策担当において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営その他必要な事項は、座長が連絡会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。